

利用者みなさまへ

— 新しい生活様式に基づく —

新潟市コミュニティセンター・コミュニティハウス 利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の予防と施設の開館の両立を進めるために、国が提唱する「新しい生活様式」の実践を図りながら本市のコミュニティセンター及びコミュニティハウスをご利用いただく上での基本的な考え方を示すものです。

ご利用の際には、各項目の対応についてご協力をお願いいたします。

令和2年5月18日

新潟市市民生活部市民協働課

1 「新しい生活様式」とは

<実践例>

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い

人との距離は、できるだけ2m空ける

会話をする際は、可能な限り真正面を避ける

外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

まめに手洗い、手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気

身体的距離の確保 「3密」の回避（密集・密接・密閉）

毎朝 体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず
自宅で療養

2 基本的な感染症対策を実施する

○体調不良の方の活動自粛

・発熱等の風邪の症状がみられる時や体調がすぐれない方の利用は控えること。

○感染予防・感染拡大を防ぐ

・入館の際には、手洗いや手指の消毒を行うこと。

・施設内ではマスクの着用、咳エチケットを徹底すること。

○「3密」（密集・密接・密閉）を徹底的に回避した上で活動する

密集しない 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

（対策例）

- ・人の密度を下げるために、長机1台につき、一人など、席の配置を考慮する。
- ・対人距離を確保して活動する。（できるだけ四方2mを空けることを目安に）なるべく、対面方式は避ける。
- ・部屋の定員の概ね1/2の人数で開催するなど会場を広く使う。
- ・施設が定める利用定員を守り、かつ最大でも100人以内とする。

密接しない 飛沫を発生させないように、工夫する。

（対策例）

- ・近距離での会話や発声の際はマスクを使用する。
- ・大声を出したり、呼気が激しくなったりする活動は控える。
- ・飲食を伴う活動を行う場合は、手洗いを徹底し、飛沫を発生させないようにする。また、対面での会食を避け、会話は控える。

密閉しない 換気を徹底する。

（対策例）

- ・可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
- ・それが難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行う。
- ・活動前に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを確認し、対策を講じる。利用終了後、チェックリストや参加者名簿を記載し、記載したものは、各団体で保管する。
- ・活動終了後の会話は控え、できるだけ速やかに退館する。

3 イベント実施の際の留意点

- ・参加者は最大でも100人以内とする。
- ・比較的静粛で座学的な一方向性の類は実施可能。
- ・会話や発声などで多くの飛沫が発生する活動ではないもの。
- ・後日、参加者が特定できるようにすること。

4 特に注意する活動

集団感染リスクが高い下記の活動は、十分に対策をとること。

- 調理、会食を伴う活動
- 密接が避けられない活動
（例）・囲碁、将棋、麻雀 など

5 文化施設・体育施設に準じて、自粛を求める活動

- 大きな声を出すことや歌うこと
(例)・合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲 など
- 専ら運動することを目的とした活動
(例)・踊り、ダンス、体操、運動 など

6 活動日の参加者を把握する

参加者名簿を作成し、連絡先を把握しておいてください。(感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置。提出は不要。利用団体で2週間保管する)

7 利用を中止する部屋など

- ・市内体育施設に準じ、専ら運動を目的としている次の貸室の利用を中止します。

【対象施設】

- 東区 中地区コミュニティセンター (大ホール、小ホール)
- 中央区 北部総合コミュニティセンター
(体育館、武道場、活動室 101、小ホール 207)
- 江南区 小杉地区コミュニティセンター (多目的ホール)
- 秋葉区 荻川コミュニティセンター (体育館)
- 南区 白根地域生活センター (体育館)
- 西区 西コミュニティセンター (大ホール)
- 西蒲区 松野尾地域コミュニティセンター (多目的ホール 1、2)
角田地区コミュニティセンター (多目的ホール)
潟東地域コミュニティセンター (アリーナ 1、2)

- ・卓球台など、運動に用いる備品や道具類の貸出を中止します。
- ・窓のない(換気ができない)部屋の利用は当分の間中止します。

8 対象施設

本ガイドラインの対象施設は、本市の全コミュニティセンター、コミュニティハウスとします。

9 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年5月18日(月)から当分の間とし、感染状況等に変化があった場合には、必要に応じて見直すものとします。